

松愛会横浜HAMクラブ規約

(名称)

第1条 本会の名称は松愛会横浜HAMクラブ、略称はSHC/Yとする。

(目的)

第2条 本会は、アマチュア無線を通じて会員相互の親睦を図るとともに、関連技術の向上に努め、非常通信等を通じて社会貢献をすることを目的とする。

(会の構成)

第3条 本クラブは、松愛会横浜支部および近隣支部の会員を主体にして構成し、松愛会アマチュア無線クラブ(SARC)と連携して活動するものとする。松愛会会員ではない、パナソニック関連会社の退職者の入会希望者については、その可否を役員会にて決定するものとする。また、SARCと重複してSHC/Y会員になる事を妨げない。

(活動・行事等)

第4条 会は以下の活動、行事等を行うものとする。

1. On the Air Meeting(OAM) 及び対面による懇談会
2. 無線通信の運用を含めた技術習得
3. 野外運用
4. 災害等緊急時に備えた通信訓練
5. その他

(運営年度)

第5条 運営年度(会計年度)は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(役員構成、任期等)

第6条 役員として下記2名を置き、任期は2年とする。改選は任期満了時の総会において、互選により改選するものとし、重任を妨げない。

役員および各役員の任務は以下の通りとする。ただし、必要に応じて各役員間で協議・分担・兼務等はこれを妨げない。

1. 会長 クラブ代表。クラブ予算の立案、クラブ予算の立案。行事計画の作成。総会、役員会の召集。
2. 事務局長 入退会者の管理。活動記録の作成。ホームページの管理。

(入会および退会)

第7条 入会および退会は事務局長への入会の意思を表明することにより成立する。松愛会会員以外の入会希望者は第3条の規定に従って、入会の可否を決定するものとする。

(入会金および会費)

第8条 入会する者は入会金を支払うものとする。会員は以下の会費を支払うものとする。ただし、入会金、会費共に徴収を猶予、休止等をする場合がある。

1. 会費は、運営費として年間 1,000 円とする。なお、臨時行事の実施に伴う費用は参加者負担とする。
2. 入会の時期によらず、入会金は 1,000 円とする。

(総会)

第9条 総会は原則として毎年度末に開催し、会員の3分の2以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。

総会は、活動報告、決算報告、次年度事業計画、予算、その他重要事項等の報告、審議を行い、議案の決定は出席者の過半数で決定する。

役員会は第6条の役員で構成し、議案は役員の過半数で決定する。

役員会は電子メールによる会議も有効とし、必要に応じ随時開催する。

(その他)

第10条 本規約に定めのない事項については、役員会または総会にて決定するものとする。

改定日： 平成29年4月15日